

「東久留米市南沢地区地区計画策定業務報告書」に係る
不適正な事務執行について報告します



職員を前に訓示を述べる野崎市長

「東久留米市南沢地区地区計画策定業務報告書」に関して、不適正な事務執行が行われましたことを心からお詫び申し上げますとともに、願(てん)末を報告いたします。

市では、平成16年第1回市議会定例会における施政方針で、旧第一勧銀グラウンド跡地は、法定地区計画を定め、土地利用を計画的に誘導する考えを表明し、大型ショッピングセンター出店の誘導を図ってきました。

しかし、19年10月31日の新聞報道を機に、18年第4回市議会に資料提出した「東久留米市南沢地区地区計画策定業務報告書」の資料要求に対して、副市長

このことを受け、「不適正な事務執行に係る再発防止検討委員会」を設け、原因究明と再発防止の検討を行いました。

市民の皆様にはご迷惑とご心配をお掛けしました。

随時監査を実施

19年11月28日、12月17日に、地方自治法第199条第1項および第5項の規定に基づき随時監査が行われました。

監査の対象事項は「都市建設部所管の『東久留米市南沢地区地区計画策定業務

たことを改めてお詫びするとともに、今号では本地区計画に関する願(てん)末を報告いたします。

不適正な事務執行に係る再発防止検討報告書の概要

不適正な事務執行に係る再発防止検討委員会の報告書では、今回の不適正な事務執行が行われた最大の原因として、事務執行の適正な進捗管理がなされていないこと、文書事務や契約事務等におけ

委託に伴う委託料の支出について、12月18日に同条第9項の規定により監査結果が提出されています。報告書に付された意見については2面の通りです。

詳しくは監査事務局☎470・7791へ。

随時監査結果報告書に基づく市の対応について

文書事務の手引き
全職員に配布
市長の訓示

今回の不適正な事務執行が行われた原因の一つに、事務処理のずさんさが浮かび上がり、文書事務、契約事務等における基本的な認識の欠如が指摘されました。基本に立ち戻ることが最大の再発防止策であることから、2月25日に「文書事務の手引き」を全職員に対し、メール配信

業務管理のための会議や打ち合わせの状況を再点検し、課内、部内または業務関連部課等との定期的なミーティングや情報

20年第1回

市議会臨時会を開催

20年第1回市議会臨時会が2月20日に開催されました。

今回の不適正な事務執行に対する職員の懲戒処分を受けて、市長、副市長の責任を明らかにするため、議案第1号として、東久留米市特別職の給料の特例に関

3次元GIS画像データ・PASCALへのセットアップに要する経費について

未納だった3次元GIS画像データの作成、PASCAL(パスカル)へのセットアップに要する経費に相当する金額42万円については、20年2月19日に市と委託業者において確認書が交わされました。

市職員を懲戒処分

東久留米市職員懲戒分限審査委員会の調査に基づき答申を受け、2月20日付で懲戒処分を行いました(被処分者の所属部・役職名・年齢・性別・処分内容は次の通

り。

▼都市建設部・課長・51歳・男・3カ月間給料月額10分の1を減給
都市建設部・課長補佐・54歳・男・2カ月間給料月額10分の1を減給
詳しくは職員課☎470・7716へ。

詳しくは都市計画課☎470・7762へ。